



### 参考事例のご紹介

#### 成年後見制度の利用を促進するための条例の制定

志木市では、平成 29 年 3 月 24 日、首長の強いリーダーシップのもと、全国に先駆けて「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定した。

第 3 条に「市の責務」を明記したことが特長である。地域共生社会を見据え、横串をさせた事業の展開について記している。

第 3 条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

当市は人口が約 7 万 6 千人とコンパクトであり、「自治体は温度差が大きいが、自治体により制度の利用が異なることには違和感を覚える。」「小中自治体でもできることを示したい。」と語り、今後は条例をもとに、さらなる成年後見制度の利用を促進する取組を進めることを検討している。

(埼玉県志木市、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成。)